

# 神戸市教育・保育施設等における 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育施設等において、新型コロナウイルスの感染防止のために必要な経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、感染症拡大防止を徹底するための取組を実施している次の各号に掲げるものとする。

- (1) 神戸市内において、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届け出を行っている認可外保育施設(児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設(以下、「居宅訪問型保育事業」という)にあつては、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る)を運営する民間事業者
- (2) 神戸市延長保育事業実施要綱に基づき実施する延長保育事業、神戸市一時保育事業実施要綱に基づき実施する一時保育事業、神戸市一時預かり事業(幼稚園型)運営費補助等に関する要綱に基づき実施する一時預かり事業(幼稚園型)、神戸市病児保育事業実施要綱または神戸市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱に基づき実施する病児保育事業及び神戸市地域子育て支援拠点事業(センター型)運営費補助等に関する要綱に基づき実施する地域子育て支援拠点事業を実施する民間事業者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、新型コロナウイルスの感染防止のために必要な次の各号に掲げるものとする。なお、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、(1)の事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うものとする。( (2) から (4) の実施のみにならないようにする。 )

- (1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業(職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援等のかかり増し経費、研修受講)に要する経費
- (2) 消耗品・備品の購入等に要する経費
- (3) 施設等の消毒に要する経費
- (4) 感染症予防の広報・啓発等を行う事業に要する経費

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に別表のとおり補助金を交付することができるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、交付決定通知書(様式第2号)により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定通知を行った後、補助金を支払うものとする。

(施行の細則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表（第 4 条 関係）

（1）第 2 条（1）に掲げる民間事業者

施設種別	補助額（1 施設当たり）
保育所 幼保連携型認定こども園 地域型保育事業（※ <sup>1</sup> ） 認可外保育施設（※ <sup>2</sup> ）	定員（当該年度 4 月 1 日現在） ・ 19 人以下 300,000 円以内 ・ 20 人以上 59 人以下 400,000 円以内 ・ 60 人以上 500,000 円以内
認可外の居宅訪問型保育事業（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る）	300,000 円以内

※<sup>1</sup> 地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業のこと。

※<sup>2</sup> 居宅訪問型保育事業を除く。

（2）第 2 条（2）に掲げる民間事業者

事業種別	補助額（1 事業当たり）
延長保育事業（※ <sup>3</sup> ）	定員（※ <sup>3</sup> ） ・ 19 人以下 150,000 円以内 ・ 20 人以上 59 人以下 200,000 円以内 ・ 60 人以上 250,000 円以内
一時預かり事業 病児保育事業 地域子育て支援拠点事業	300,000 円以内

※<sup>3</sup> 延長保育事業を実施する保育所等の定員（当該年度 4 月 1 日現在）